

○ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（抜粋）

別表 1

措 置 事 由	除外期間
<p>1 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が有資格者の経営に事実上参加していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から24箇月</p>
<p>2 有資格者、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から18箇月</p>
<p>3 有資格者、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から18箇月</p>
<p>4 有資格者、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12箇月</p>
<p>5 有資格者、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12箇月</p>
<p>6 建設工事等の受注者が、その施工に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、速やかにその旨を契約担当者に届け出なかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から6箇月以内</p>